

## 電子請求書の発行サービス利用特約

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社（以下、弊社といいます。）は、弊社の運営する富士フイルムBIダイレクト（以下、本サイトといいます。）のオプションサイトの一つとして、電子請求書の発行サービスを提供するサイト（以下、本オプションサイトといいます。）を設置します。本オプションサイトをご利用される皆さまは、富士フイルムBIダイレクト利用規約および本特約にご同意をいただいたものとみなします。

### 第 1 条 本オプションサイトの会員

1. 弊社は、本サイトの会員資格を有する方であって、次の手続を完了した方を本オプションサイトの会員（以下、本オプションサイト会員といいます。）として登録します。
  - ・弊社所定の利用申込書またはWeb 入力フォームに必要事項を記入または入力の上、本オプションサイトの利用を申し込み、弊社が本オプションサイトの利用を承諾した方
2. 本オプションサイト会員は、弊社所定の退会手続をとることにより、いつでも退会することができるものとし、弊社は弊社側の手続の完了をもって、次条に定めるサービスの提供を終了します。

### 第 2 条 本オプションサイトにおけるサービス

本オプションサイトでは、本オプションサイト会員に対し、次の各号に定めるサービス（以下、本オプションサービスといいます。）を提供します。

1. 弊社商品・サービスにかかる請求書(電子)のダウンロード
2. 弊社商品・サービスにかかる請求書(電子)の閲覧ならびに印刷

### 第 3 条 本オプションサービスの詳細および注意事項

1. 本オプションサービスは、本オプションサイト会員が所属する法人に対して弊社が行う弊社商品・サービスの利用に関わる請求行為を、紙媒体による請求書の送付に代えて提供するサービスとします。本オプションサイト会員が本オプションサービスを利用する期間中、弊社は、原則として本オプションサイト会員に対する紙媒体による請求書の送付を停止します。
2. 本特約に別に定めのない限り、本オプションサービスの提供は、本オプションサイト会員の所属法人に対する紙媒体の請求書の発行と同一の効果を生じるものとします。
3. 本オプションサービスの利用開始および利用終了は、本オプションサイト会員の自己の判断にもとづき行うものし、本オプションサービスの利用およびその結果について、本オプションサイト会員が一切の責任を負うものとします。

4. 弊社の責に帰すべき事由がある場合を除き、本オプションサイト会員は、本オプションサービスを利用して請求書をダウンロード、閲覧もしくは印刷していないことを理由に、弊社による当該請求の効力を争うことができないものとします。

#### 第 4 条 利用環境

1. 本オプションサイト会員は、本オプションサービスの提供を受けるために必要となる適切な機器・ソフトウェア、ネットワーク環境等（以下「利用環境」といいます。）を、自らの責任と負担において設置し、使用するものとします。  
なお、Adobe® Reader® がインストールされていない場合、本オプションサービスの一部または全部をご利用いただけない場合があります。
2. 利用環境の不具合等により本オプションサイト会員が本オプションサービスを適切に利用できない場合、およびそれがもたらす諸影響に関して、弊社は一切の責任を負いません。

#### 第 5 条 弊社による請求書(電子)の消去

1. 弊社は、本オプションサービスにより提供する請求書(電子)を、弊社が別に定める保存期間を超えた場合、本オプションサイト会員の承諾を得ることなく消去できるものとします。
2. 前項の場合、本オプションサイト会員は、本オプションサービスを利用して請求書をダウンロード、閲覧もしくは印刷していない場合といえども、前項を理由として、弊社による当該請求の効力を争うことができないものとします。

#### 第 6 条 請求金額の確定通知および効果

1. 弊社は、弊社商品・サービスの利用に関わる契約で定める請求締切日に請求金額を確定し、本オプションサイト会員が請求書（電子）をダウンロード、閲覧および印刷可能な状態にした上、本オプションサイト会員の会員情報として弊社システムに登録されているE-mail アドレス宛てに、請求金額が確定した旨の通知（電子メール）を送信するものとします。
2. 本オプションサイト会員は、前項の電子メールを受信後速やかに、本オプションサービスを利用し、請求書（電子）のダウンロード、閲覧もしくは印刷をすることにより、請求内容を確認するものとします。
3. 第 1 項に定める電子メールが、本オプションサイト会員の利用するサーバーに到達した時点で、本オプションサイト会員に対する弊社の通知は到達したものとみなされ、かつ、本オプションサイト会員の所属法人に対する弊社の請求がなされたものとみなします。

#### 第 7 条 請求金額の訂正

1. 前条に定める請求金額の確定通知の発信後、請求金額の誤りその他訂正が必要な事由が生じた場合、弊社は本オプションサイト会員にその旨通知の上、速やかに訂正処理を行うものとします。

2. 前項にもとづき、請求金額の訂正処理を完了した場合、弊社は、本オプションサイト会員に電子メール等弊社が適切と判断する方法により改めて通知するものとし、本オプションサイト会員は、速やかに本オプションサービスを利用し、請求書（電子）のダウンロード、閲覧もしくは印刷をすることにより、訂正後の請求金額の内容を確認するものとし、ます。

## 第 8 条 E-mail アドレスの正確性の保持

1. 本オプションサイト会員は、本オプションサービスの利用にあたり登録したE-mailアドレスに変更が生じた場合は、速やかに弊社所定の方法により変更の手続を行うものとし、ます。
2. 本オプションサイト会員が前項の変更手続を実施していなかった等、弊社の責に帰さない事由により弊社からの電子メールが到達しなかった場合は、弊社が当該電子メールを発信した時点をもって、本オプションサイト会員に対する通知が完了したものとみなします。

## 第 9 条 本オプションサイト会員資格の抹消・喪失

1. 弊社は、次のいずれかの事由が生じた場合、何らの通知催告なく本オプションサイト会員の資格を抹消し、本オプションサービスの提供を終了することができるものとし、ます。
  1. 本オプションサイト会員の所属法人が、支払期日を経過後も請求金額を支払わない場合
  2. 本オプションサイト会員の所属法人の経営状況、信用状態が著しく悪化したとみとめられる相当の事由がある場合
  3. 本オプションサイト会員が本特約または富士フィルムBIダイレクト利用規約の規定に違反した場合
  4. その他、弊社が本オプションサイト会員による本オプションサービスの利用が不適切であると判断した場合
2. 本オプションサイト会員が、富士フィルムBIダイレクト会員の資格を喪失した場合、同時に本オプションサイト会員の資格も喪失するものとし、弊社は直ちに本オプションサービスの提供を終了します。

## 第 10 条 本オプションサービスの一時的な中断時の対応

本オプションサービスが、富士フィルムBIダイレクト利用規約第10条に定める事由により一時的に中断し、提供できない場合、弊社は、弊社の判断により、紙媒体による請求書を送付する等、本オプションサービスと異なる手段により請求を行う場合があります。

最終改定日 2021 年 4 月 1 日